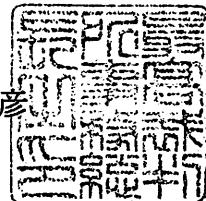


平成30年12月11日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

12月11日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所が不開示とした判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

司法研修所食堂が提供している食事について、司法研修所がどのような問題意識を持っているかが分かる文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、11月8日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

司法研修所の食堂が現に提供している食事について、司法研修所が組織として問題点の調査、整理、検討等を行ったことはなく、本件申出に係る文書は、

作成又は取得していない。

よつて、原判断は相当である。